

宋元春秋學における「以夏時冠周月」説

新田元規

はじめに

『宋元學案』撰者の一人黄百家は、父宗羲の門人である張九英（字梅先。甬上講經會の成員）と面識を得た際のやりとりを次のように回顧している。

梅先と対面したのは丁未の歲（康熙六）であつたのを憶えている。……しばらくして、梅先は聲を張り上げ季野（萬斯同）に問うた。『春王正月』については、文定（胡安國）の「夏時を冠す」が、絶対の説です。どうして改月改時だと主張するわけですか？」と。わたしが「これは、根據もなくいい加減に考えてよいものではありませんまい」というと、梅先は驚いて、わたしが誰であるのか季野に尋ねた。……梅先はさらに「どのようになれば、根據があることになるのですか？」と問うたので、わたしは言った。「これは曆法に通じてこそ理解できるのです。わたしの父上には、『春秋日食曆』という著書があり、『春秋』を改月に照らしてみればことごとく合致しますし、夏時であるとして考えると、大きな食い違いが生じます」と。（黄

百家『學箕初稿』卷一「哀張梅先辭」、「猶憶余之見梅先在丁未歲。……有頃抗聲、問季野「春王正月、文定之冠夏時、此不易之論矣。何以必欲謂之改月改時乎」。余曰「此不可以懸虛臆斷也」。梅先始愕然、問余于季野。……且問「何以爲斷、始不懸虛？」。余曰「此必明于曆、始知之。蓋吾家大人有『春秋日食曆』、推之于改月者、無不吻合、而推之夏時、則不啻河漢也。」）張九英が「不易之論」と目する「文定之冠夏時」が、「夏時を以て周月に冠す」説である（以下、「夏時を冠す」説Ⅱ「冠夏時」説という略記を併用）。「以夏時冠周月」説は、『春秋』の四時・月數についての解釋であり、程頤・胡安國をはじめ宋元期における思想・經學史の主脈に密着して展開し、反響を呼んだ。同説が缺陷を抱えていることは早くから學者に認識されており、清初の段階で黄百家がこの説を否定しているのは、別段不思議ではない。ただ、右に見える黄百家の言は、彼が「文定之冠夏時」を正確に理解しているのか、疑問を抱かせるところがある。というのは、「冠夏時」説の内實に照らせば、『春秋』の曆法や日食記事を云々したところで胡安國を批判することはできないはずだからである。

「以夏時冠周月」説につきまとう曖昧さは、黄百家一人に限られるものではなく、傳統時代から現代の研究に至るまで、處々に見出される。宋代春秋學を通時的に論じた諸橋漱次氏によれば、孫復・胡安國が尊王・復讐を主要論點として解釋の活性化を果たした後、これに對する修正的動向が生じており、胡安國の「冠夏時」説に對する批判の提起は、そうした修正現象の一例に位置づけられる。また、宋鼎宗氏は、『春秋胡氏傳』の特徴の一つとして「孔子の地位を高めるあまりに解釋内容が僭越に傾きがちである」ことを指摘し、「冠夏時」説をこの基調が反映された具體例の筆頭に挙げる。諸橋・宋氏の概括的評價はいずれも妥当であると思われるのだが、こと、兩氏が「冠夏時」説の自身をどう理解しているかについては問題が残る。諸橋氏は、「夏時冠周月」とは、春秋に記されたる……月は周曆に據れる月なれども……四時は、周曆に據れるものに非ずして、寧ろ夏曆に據れるものなりとの説」とし、要するに「以夏時冠周月」という綱領をそのまま反映させて解しているのだが、胡氏説の實際に照らしてこうした理解には疑問が残る。宋氏は、「冠夏時」説を批判した論説の引用でもって胡安國説の説明にかえており、その難點らしきものは一應うかがえるものの、つまるところ胡安國が何を主張したのかは判然としない。

諸橋氏・宋氏に見られる曖昧さを拂拭しているのは、趙伯雄氏の解説である。趙氏は、その『春秋學史』の『胡氏傳』を論じた一節において、「冠夏時」説に一項を割き、胡安國説の要點が、「四時・月數が夏正のままで固定されているのを前提とし、孔子による『春秋』上の四時・月數の書き變えを想定する」ところにあることを適確に説明している。もともと、これより先、「冠夏時」説を専論し

た上野賢知氏が、「孔子の見た魯の春秋には冬十有一月と書いてあったのを、孔子が春王正月と書き改めた」と趙氏と同様に理解し、加えて、胡安國説の亞流や、重要な批判者など一連の反響まで廣く紹介していた。だが、上野氏の論考では、「春秋の『春王正月』が夏正を用ひてあるといふ説は……胡安國の春秋傳に至つて一家の説をなし」「春秋は夏正か周正かの紛紜たる諸説の是非を判定した專書に」（傍點引用者）と、自らの要約と矛盾する記述が入り混じっている。總するに、上野氏の論考は、「冠夏時」説の受容・批判について多くの情報が盛り込まれている反面、訓釋による諸論説の列擧という叙述形式の制約もあり、「冠夏時」説をめぐる解釋史の経緯が明瞭にはなっていない。

「冠夏時」説を一例として、宋元期における經學解釋史の経緯を把握するには、當事者でもある元代の經學者の成果を活用することが有効な方法であると考えられる。そうした方法が成立するのは、元人が、唐宋間における經書解釋の基調變化や宋學の成立を、基本的に支持する立場をとりつつ、宋代の經說に評價・修正を加えているからである。本稿も、元代（南宋末・明初を含む）の成果を参照することによって宋元期の經書解釋史をより内在的に把握することを意識している。確認しておく、「冠夏時」説という論題について「内在的に把握する」とは、その結論を肯定的に評價することでももちろんない。同説の特異さは、内實が見失われたままで否定的評價が定着し、しかも、誤解ないし曖昧な理解に止まっている論者であつても、一應もつともらしく批判することができてしまうという點にある。「内在的に把握する」とは、そうした特異さや、誤解を生む要因も含めて、「冠夏時」説をめぐる淵源・影響・批判の經

緯を見通し、同説についてまわる混乱を收拾することをいう。

以下、第一章では、胡安國説を中心に、「冠夏時」説の前提と要點、その出元を論ずる。第二章では、「冠夏時」説の影響として、亞流解釋の成立と、『春秋』以外の經書解釋への影響を扱う。第三章では、「冠夏時」説に對する批判に焦點をあて、特に、混乱を惹起した朱熹の見解と、南宋後期から元代にかけての批判者の論點をとりあげる。終章では、「冠夏時」説の内容と批判を踏まえた上で、同説のうちでも特に缺陷視されている論點が、論者の粗笨さにもみ歸せられるものではなく、春秋學に固有の矛盾・緊張の表面化として理解する餘地があることを論ずる。

一 「以夏時冠周月」説の成立

「以夏時冠周月」説の前提

まず、「以夏時冠周月」説の前提を確認する。同説への賛否を問わず、すべての論者が踏まえるのは、古代の曆法についての三正交替説である。三正説は、早くは、前漢の『尚書大傳』に理論化されており、「夏・殷・周三代はそれぞれ夏正・殷正・周正と稱される曆を用いた。夏正では、立春が含まれる建寅月を、殷正は建寅の前に位置する建丑月を、周正は冬至が含まれる建子月を、一年の始まりとした」というのが基本的内容である。三代の曆のうち、夏正が、後世に通行した農曆に相當する。^五

三王朝の曆が、それぞれ年始を異にすることを共通の前提として、宋代以後、見解が分かれるのが、「年の始まりが變わるのにもなつて、四時と月數も移易するのか否か」という點である。唐代以前

の傳統的解釋にあつては、年始に連動して時月も移易するとされ、例えば、建子月は、周正では春正月であるが、夏正では仲冬十一月、殷正では季冬十二月に當たると考えられた。月數については、「火出、於夏爲三月、於商爲四月、於周爲五月。夏數得天」(『春秋左氏傳』昭公十七年)がその移易を端的に物語る文言とされ、四時についても、建子・建丑・建寅のいずれも春となりうる事が説明づけられている(『後漢書』陳寵傳)。なお、こうした傳統的な解釋では、「夏正は特に、殷・周代においても併用されていた」と考え、ひとしく周代の文獻であつても、『春秋』は周正、『周禮』は夏正(「正月」を除く)にもとづいて時月が表示されていると理解する。

これに對し、宋人が提起した新説にあつては、「年始は變化しても、四時・月數は夏正のまま動かさない」(不改時不改月)、あるいは、「四時は夏正に固定され、月數のみが移易される」(不改時・改月)と考える。これは、一つには、「夏數得天」(前出『左傳』、『逸周書』周月篇)というように、夏正(夏の曆)の優越性を端的に述べた文言が古書に存在することに因んでいる。また、孔子が、顏淵の質問に答えて、「國をおさめるとすれば夏の曆を採用しよう」(『論語』衛靈公「顏淵問爲邦。子曰、行夏之時、乘殷之輅、服周之冕……」)と述べているのも、夏正の絶對性を示唆する發言と目された。また、「四時・月數が變動するのでは、不便ではないか」という常識的な感覺もまた、「時月の固定」という着想につながつたであろう。

胡安國の「以夏時冠周月」説とその淵源

「四時・月數は夏正のままに固定されている」という前提にもと

づいて、「以夏時冠周月」説を創出したのが、北宋末南宋初の學者胡安國である。胡安國はその『春秋傳』「隱公元年春王正月」條において、①周代にあつても四時・月數は夏正と同じであり、②孔子が『春秋』を編纂した時に、四時・月數を書き改めた、と説く。

①考えるに、左氏は「王である周の正月」とし、周人は建子月を歳首としている。「冬十一月」がこれである。周の前(殷)は、丑月を正月とし、その最初に即位するのを、「惟元祀十有二月」と記録しており、(除年して即位した最初の月が、「十二月」になつてゐることから)月數は變つてないことがわかる。周の後(秦)は、亥月を正月とし、その最初に國を建てたのを、「元年冬十月」と記録しており、(年始が「冬」になつてゐることから)四時が變つてないとわかる。建子月が春でないのは明らかである。それなのに、夏時を周月に冠するのはなぜか？ ②聖人は、國を治めることについて顔回に語つたおりに、「夏の時を行なおう」(『論語』衛靈公)と述べ、『春秋』をつくり世をおさめた時には、「春王正月」とした。これは、事柄の上に明らかにして示すというものである。ある人が言う。「天子でなければ、禮を論じない」(『禮記』中庸)ものだ。仲尼は聖徳があつてもその位には就いていなかったのであり、正朔を改めるということが許されようか？と。③そうした言葉はあるけれども、『春秋』は天子が行うはずのこと(『孟子』滕文公下)とも言うではないか。夏時を月に冠して、法を後世に示し、周正によつて事を記録して、「地位がなければ、獨斷的な行いはしない」と表明したのである。その趣旨は隱微に示してあるのだ。(『春秋胡氏傳』卷一「隱公元年春王正

月」條、「按左氏曰「王周正月」、周人以建子爲歳首、則冬十一月、是也。前乎周者、以丑爲正、其書始即位曰「惟元祀十有二月」、則知月不易也。後乎周者以亥爲正、其書始建國曰「元年冬十月」、則知時不易也。建子非春、亦明矣。乃以夏時冠周月何哉？ 聖人語顔回以爲邦則曰「行夏之時」、作『春秋』以經世、則曰「春王正月」、此見諸行事之驗也。或曰「非天子不議禮、仲尼有聖德無其位、而改正朔可乎」。曰有是言也、不曰「春秋」天子之事乎。以夏時冠月、垂法後世、以周正紀事、示無其位不敢自專也。其旨微矣。」

殷と秦とが年始月を、それぞれ「元祀十有二月」「元年冬十月」と表記していることから、兩王朝では、建丑・建亥を年始としながら、時月は夏正のままであつたことがわかり、そうであれば、殷・秦に挟まれた周についても、やはり、時月は夏正と同様であつたはずだ(傍線部①)。そして、孔子は「夏の時を用いる」という理想を抱きつつも、『春秋』の上で具體化する段には、建子月が「冬十一月」ではなく、「春正月」になるように、當時通行の曆を書き改めたのである(②)。孔子によるこの時月の書き替えは、「夏時を周月に冠す」ものであつた、と。

胡安國の「冠夏時」説とは、大略、右のような説であり、『春秋』の時月が夏の曆に準據している」という内容ではない。となる、『春秋』經傳に見える天體・自然災害の記事を持ち出し、『春秋』經傳所載の記事に照らして、周正は四時・月數を夏正から動かしているのは明白ではないか」というのは、胡安國の「冠夏時」説に對する批判としては成立しない。胡安國の考えるところでは、『春秋』の時月は、孔子が筆削を加えたその結果であり、周正の時月が

どうであったかを考える根拠にはならないからである。冒頭に挙げた黄百家の『春秋』の暦は、夏正の時月として解するとつじつまが合わない」という批判は、このような意味で、空振りに終わっている。こうした誤解は、清代どころか、「冠夏時」説が成立した當初から、見られたものであった。道學の學統の上で胡安國の先輩格にあたる楊時の感想は、批判・誤解いずれにおいても典型的な反應となつている。

正朔は、必ず天子から出るものです。正朔を改めるということ、聖人はしないでしょう。「夏時を月に冠す」とのことですが、たとえば、定公元年「冬十月、隕霜、菽を殺す」で言いますと、夏時では十月に霜がおるのは時節どおりであつて、災異にはあたりません。周の十月でしたら、夏の八月です(ので、降霜が記録すべき非常事に相當します)。もし、「夏時を月に冠す」というのでしたら、「秋十月」というはずではないですか。(楊時『楊龜山先生全集』卷二十「答胡康侯其六」、「正朔必自天子出、改正朔、恐聖人不爲也。若謂以夏時冠月、如定公元年「冬十月隕霜殺菽」。若以夏時言之、則十月隕霜乃其時也、不足爲災異。周十月乃夏之八月。若以夏時冠月、當曰秋十月也。)

第一に「天子の正朔を改めるという眞似を孔子がするだろうか?」というのは、胡安國説への常套的な批判である。第二に、『春秋』所載の災害記事から見て、周暦の月数は改められてはいないか」というのは、『春秋』の四時・月数は夏正に準據している」という説との取り違いである。第三に、「夏時と周月を組み合わせたのでは、『秋十月』といった具合に、四時と月数がずれるのでは?」

という反應は、「以夏時冠周月」という綱領を額面通りに受け止めるものである。第二・第三の誤解は、胡安國の立論に責任の一半がある。それは、「冠夏時」説の眼目というべき綱領と孔子の發言とが、解釋の中身に對應していないからである。胡氏説では、「夏の時を行う」「夏時を周月に冠す」を標榜しながら、その内實はと言えば、孔子が、「夏の暦の時月」を「周の暦の時月」へと切り換え、「周の時を行った」ことが想定されている。胡安國にしてみれば、「孔子は、「行夏時」を口にしてはいても、具體化するに際しては、周暦に據つた」と明確に説明しているのだから、「夏時を行うことになつてない」という論難は不當もいいところであろう。だが、「行夏之時」という主題が人々に印象付けられたために、この主題が時月解釋に反映していないことが矛盾と目されてしまった。

そもそも、「聖人が正朔を改めたりするものか」という批判が、胡氏にとつて想定済みであつたことは、「孔子は一方で理想的な暦を提示し、一方では時王の制度の尊重を示した」という説明づけの箇所(傍線部③)からうかがえる。綱領の上で、ことさらに普遍的制度(夏時)と時王の制度(周月)とを組み合わせるのは、『春秋』の時月に「夏の時を行おう」という孔子の制度構想を讀み込み、それでいて孔子に僭越の行いを踐ませまいとする意圖によるものではなかつたか。もっとも、内實と齟齬を來すようでは、魅力的な綱領も、小手先の調整に墮したと言わざるを得ず、「その誤りは、「用夏」「從周」と両方とろうとしたところにある。これは、両方とろうとして、筋が通らなくなっているのだ」(黄澤)という批判を浴びてしまふ。

胡安國「冠夏時」説について、解釋の内實とあわせて整理してお

く必要があるのは、その起源である。一般的な理解では、胡安國説は、程頤が『春秋』を解して、「書」「春王正月」、示人君當上奉天時、下承王正。……周正月、非春也。假天時以立義爾」（『程氏經說』卷四『春秋』「隱公元年春王正月」條）と論じたのを受け継いだと考えられている。「周の正月は春でない。天時を借りて義を立てたのである」と程頤がいうのは、何を意味するのか明示的ではないが、強いて筋を通すなら、胡安國のように、「四時は夏正のままであったのを、孔子が『春秋』の上で改めた」とでも解するよりほかない。現に、朱熹が胡安國説を投影し、「行夏之時」を付け加えて程頤説を解釋して以後、程頤の所説は、「不改時・改月を前提にする」「冠夏時」説だと理解されている。胡安國が、程頤に示唆を受けたことは事實であるのだが、果たして、程頤の時點で、「四時の固定↓孔子の筆削」という解釋が明確に意識されていたのかは疑問である。

「程頤から胡安國へ」というのは、いかにもありうべき影響関係であるが、これとは別に、胡安國に興えたより明白な影響が見てとれるのは、蘇軾の『尚書』解釋である。蘇軾は、『尚書』伊訓篇の冒頭部「惟元祀十有二月、伊尹祠于先王、奉嗣王、祗見厥祖」の注釋において、伊訓當該部の經文のほか、周詩（豳風七月）と秦の建亥曆を根據にして不改月を説いている（『書傳』卷七伊訓）。胡安國は、蘇軾が擧げた不改月の論據を取り入れ、その上で、月數だけでなく四時もあわせて、「夏曆のまままでの固定」を主張したと考えられる。

二 「以夏時冠周月」説の影響

亞流説の形成

「以夏時冠周月」説は、『春秋』開卷劈頭「春王正月」の解釋に、孔子の發言（「行夏之時」）を持ちこみ、孔子の制度構想を読み込んだ。『論語』の文言と結びつけて、『春秋』に對する孔子の作爲性を強調するこうした議論立ては、同時代の學者をひきつける所が少なくなかった。後述するように朱熹は、「冠夏時」説の主張に惹かれる氣配を見せていたし、朱熹の友人であり思想的に道學に近い立場にある項安世（『項氏家説』卷一）・陳傅良は、それぞれに「冠夏時」説を支持している。以下、胡安國「冠夏時」説の影響を、亞流解釋の成立と、同説が、『春秋』以外の經傳の解釋に及ぼした影響とに分けて見る。

亞流説（一）「不改時・改月」型の「冠夏時」説

「冠夏時」説の影響のもと、『春秋』の時月解釋について、胡安國説とはやや異なる解釋が提起されている。胡安國は、周正の四時と月數のいずれもが夏正のままに固定されていることを前提とし、これに孔子が『春秋』上で筆削を加えたと考えた。これに對し、陳傅良は、四時のみが固定されていたことを前提にして、孔子の筆削を想定する説を新たに提起している（『春秋後傳』卷一「隱公元年春王正月」條）。これは、一般的理解では、程頤が主張したことになる「不改時・改月」型の「冠夏時」説に近い。ただし、陳傅良は、「西周の文獻では、四時と月數は併記されていない。孔子が『春秋』の上で四時と月數を組み合わせて「以夏時冠周月」を行ったのだ」と主張するに止まる。これでは、四時と月數の食い違い（「春十一月」等）がどう處理されるのかは未解決のままであって、

中途半端な感は否めない。

陳傳良と同じ前提に立って、筋の通った解釋を提出しているのは、元の呉澄である（『春秋纂言』「總例・天道・時」および卷一「隱公元年春」條）。

商・周は月數を改めたけれども、天の四時は改めることができない。だから、商の正月はまだ冬であり、二月・三月・四月が春である。周の正月・二月はまだ冬であり、三月・四月・五月が春である。……魯暦は、周王の正朔に従ったのだけれども、しかし、春を一年の最初にした。……魯は周の歲始を春とし、順繰りに一年十二月の四時を動かしたので、四時は亂れてしまった。夫子はそこで、これを書いて譏つたのである。（呉澄『春秋纂言』卷一「隱公元年春」條、「商・周雖改月數、天之四時、則不可改。故商之正月猶爲冬、二月・三月・四月乃爲春也。周之正月・二月猶爲冬、三月・四月・五月乃爲春也。……魯曆雖從周王正朔、然以春爲一歲之始。……魯以周之歲始爲春、而遞遷一歲十二月之時、則四時紊矣。夫子因而書之、譏也。」）

周正は不改時・改月であったが、魯暦が改時改月に變更し、建卯月であれば、周正は、「春四月」であったのを、「夏四月」に改めてしまった。孔子は、魯が周暦を改めた專斷を諷するために、『春秋』の時月に魯暦をそのまま反映させているのだ、と。こうした呉澄流の解釋にあつては、「孔子が周の時月を書き改めた」という論點は消滅しているが、「四時の固定」という前提と、『春秋』の時月は建子正月暦であるが、周暦をそのままには反映していない」とする論點は残されており、廣義の「冠夏時」説に含めてよいであろう。

亞流説（二）『春秋』夏正説

胡安國「冠夏時」説の影響下に創出された『春秋』解釋にはもう一つ、「周代に行われていた不改時不改月の暦を、孔子がそのまま、『春秋』に反映させた」と考える説がある。要するに、『春秋』の時月は、夏正に同じく立春正月暦の時月だ」というわけであつて、これが、胡安國説と誤認されることの少なくない所謂「春秋」夏正説である。『春秋』の時月を夏正として解するのは、早くは、葉時（『禮經會元』卷一正朔）、項安世所引の姚小彭説があり（『項氏家説』卷一）、南宋後期、魏了翁の『正朔考』に至ると、時月の移易を説く傳統解釋を批判するだけでなく、胡安國・項安世・陳傳良らの「冠夏時」説との異別化も意識されている。本稿では、『春秋』夏正説も、廣義の「以夏時冠周月」説に含め、以下、「不改時改月ないし不改時改月を前提に、孔子による建子正月暦への書き換えを想定する説」を、『春秋』夏正説と區別する時には、「孔子筆削説」と呼ぶ。

「七月」一篇に限らず、『詩』の「正月」「六月」「十月之交」はいずれも夏正である。『詩』の諸篇だけではなく、『易』『書』『周官』『春秋』『左氏』に見えるのもまたすべて夏正である」とは、『春秋』經傳が準據している暦をも夏正として解釋しようとするものであるが、一般には、こうした解釋は、『春秋』の天體や天候不順の記事から見て無理があるとされる。孔子筆削説であれば、『春秋』の時月は孔子の筆削を経て冬至正月暦に改められている」と考えるので、時月の不改を主張する時に、『春秋』は棚上げにすることができたが、『春秋』夏正説となると、『春秋』の時月をも、立春正月暦にもとづくものとして解釋しなければならぬ。家鉉翁（『春秋詳説』綱領「原夏正」上中下三篇）、程端學（『春秋本義』『春秋

或問』といった南宋末から元にかけての代表的な『春秋』夏正説論者は、「正月、日南至」（『春秋左氏傳』僖五年）や、月數改易の明文（同昭十七年）については、『左傳』ゆえに信ずるに足りない」と逃げるが、これを除けば、『春秋』の時月をすべて夏正で解釋しようとする。

一例として、「春、無冰」記事（桓十四年他）の解釋を挙げる。

『春秋』は特筆すべき異常事が記録されているはずであるので、こゝさらに「無冰」が記録された理由が何かしら存在するはずである。四時の移易を前提とする傳統解釋であれば、『春秋』の「春」とは、建子・建丑・建寅（大半は夏正の冬に相當）であり、寒冷期であるにもかかわらず氷が張らなかつたことが特筆すべき異常だということになる。一方、『春秋』夏正説論者はといえば、春の「無冰」記事は、氷の採取・管理（「冰政」）が規定どおりに行われなかつたことを特書していると解する（家鉉翁「原夏正中」）。

時月の解釋とは別に、『春秋』夏正説が抱える弱みは、「三代の正朔は年始を改めるだけで時月は夏正で固定されている、というのなら、『春秋』の一年は年始十一月から始まり、新君は十一月に即位するはずではないか」という批判に答えなければならない点である。家鉉翁は、「殷・周が丑・子月を年始にしていたのを、孔子が、「夏時を行う」の意圖により、『春秋』の上で建寅を年始とした」とするが（原夏正上）、これでは、孔子筆削説と同様に、「孔子が時王の正朔を改めたりするものか」という批判を呼びこんでしまう。趙孟何（程端學『春秋或問』卷一所引）は、孔子の筆削を想定することなく、「周正は建子十一月が年始であるのに、魯では建寅正月を年始にしてしまつており、孔子はこれを直書して譏つた」と、呉

澄説に似通つた説明で切り抜けている。いつそのこと、「周は建子月を年始とした」という前提を捨て去ればよさそうなものであるが、『春秋』夏正論者も、三正説の放棄にまで踏み切ることはなかつた。

諸經傳の時月解釋への影響

「冠夏時」説を支えている「四時・月數は夏正のままで固定」という前提は、元來、『春秋』以外の經書に見える時月を根據としている。そのため、「冠夏時」説の提起は、『春秋』以外の經書の時月についてこれをどう理解するか議論を活性化させた。「十月之交、朔月辛卯」（『毛詩』小雅・十月之交）という時の「十月」が建亥月であるのか建酉月であるのかは、十月之交詩一篇の理解を左右するだけでなく、周代において月數が改められていたか否かを判断する材料として重要な意味を持つことになつたのである。

時月の改不改と關つて争點化した經文の一つが、蘇軾・胡安國が着目した『尚書』伊訓篇の冒頭部である。『尚書』伊訓篇の冒頭には、「元年十二月、伊尹が先王を祭り、新しい君を奉じ、祖先に見えさせた」とある。「殷代には月數が改められていた」と考える舊説に沿うならば、十二月というのは、年始の建丑月ではなく、一年の終わりに位置する建子月であり、孔安國傳は、「湯王が崩じ、月を踰えて太甲が即位した」、つまり、先君の崩年中に即位改元したものと解していた。一方、不改月論者の解釋では、この一文は、殷の年始にあたる建丑の月（十二月）に太甲が改元即位を行ったことを意味する。不改月を説く蘇軾は、孔傳が言う「湯王から太甲へ」という傳位からして、『史記』に見える王統と齟齬しており、その解釋が信ずるに足りないことを指摘し、その上で、賢相伊尹が輔弼

にあたっていながら、先君崩年中の改元即位という非禮を犯したはずがないと斷ずる。

『孟子』についての解釋の對立は次のようなものである。離婁下の「歳十一月徒杠成、十二月輿梁成、民未病涉也」は、周正改月で解釋すると、ちょうど水が冷たくなるうという時に、渡水の勞苦が無いように橋を修築し、十一月(夏正九月)に徒杠(歩行者用の橋)が、十二月に、輿梁(車の通行する橋)がそれぞれ完成することになる(朱熹『孟子集註』)。一方、周正不改月(夏正のまま)で解釋するならば、十一月・十二月に橋を修築しているのは、川の水量が減ずるのを待って架設工事を行うからであり、谷川が涸れる十一月に徒杠を、次いで、河水が涸れる十二月に輿梁を修築することになる(家鉉翁「原夏正上」)。

『周禮』については、四時・月數が夏正であることに異論はないが、不改時不改月説の影響で次のような解釋の分歧が生じている。争點となるのは、「正歳」「正月」の理解である。鄭玄の周禮注では、『周禮』中の「正月」が夏の正月建子の月、「正歳」が夏の正月建寅の月として理解されていた。不改時不改月の立場をとる葉時は、『正月』は『夏正の正月』以外に存在しない」と考え、組み合わせて逆にして、「正月」＝建寅、「正歳」＝建子に改める(『周禮會元』卷一「正朔」)。「正歳」が建子である根據の一つは、天官・凌人職の「掌冰正歳十有二月令斬冰」であり、「冰を掌る。正歳・十二月に冰を斬らせる」と、「十二月」の前に置かれているからには、「正歳」は當然に十一月のはずである。これに對し、「正月」＝建寅とする傳統的解釋を擁護する側は次のように應じる。『周禮』の諸職から政令公布の手續きを再構成してみると、大宰・大司徒が

正月(建子)にまず政令を邦國・都鄙に頒布し、正歳(建寅)になつてから、小宰・小司徒が百官を率いてこれに目を通すことになつている。となると、「正月」が「正歳」の前になければ手順に合わない。⁽¹¹³⁾ また、「掌冰正歳十有二月」は、「掌冰、正歳・十有二月」ではなく、鄭衆に従つて、「冰正(政)を掌る。歳の十二月……」と讀むべきであり、凌人職の經文は、「正歳」＝建子の根據たりえない、と。『周禮』の「正歳」「正月」をはじめとして、「冠夏時」説の登場にともなつて出來たこれらの争點は、改時改月説の立場からの整理ではあるが、張以寧『春秋春王正月考』において一望することが出来る。

三 「以夏時冠周月」説への批判

「以夏時冠周月」説に對する朱熹の見解

「冠夏時」説への批判といえは、通例、まず朱熹の名が擧がる。たしかに、朱熹の『孟子集註』は月數の改易を前提に解釋しているし、『孟子』で見る限り、月數は改められている」という發言は複數見られる。しかし、朱熹の「冠夏時」説に對する態度は、實際には相當にぶれがある。『文集』所収の書簡と『語類』中の發言を見ると、「冠夏時」説に對する賛否が異なるだけでなく、そもそも同説をどう理解するのが一定していない。

⁽¹¹⁴⁾ 短期間に所説が變化しているのは、孔子筆削説への賛否・理解である。呉翌に宛てた書簡において、『孟子』で判斷すると改月。『春秋』は國史なのだから、もともと時王の正朔を用いているはずだ」と述べるのは、明らかに孔子筆削説を否定するものである。

『孟子』にもとづいて考えてみると、「七・八月」（梁惠王上「七、八月之間旱、則苗槁矣」）というのは、建午・建未の月（＝夏正の五・六月）であつてこそ暑くて雨が降り、苗が生育する時期にあたりますし、「十一月・十二月」（離婁下「歳十一月徒杠成、十二月輿梁成」）というのは、建戌・建亥の月（＝夏正の九月・十月）であつてこそ、寒くなりかけて橋を造営する時期にあたりますから（原註。『國語』周語に夏の月令を引いて「十月成梁」とする）、やはりいずれも月號を改めているようです。これはどういふことでしょうか。あるいは當時、二つの曆が並び行われ、用いられていたのかもしれない。『春秋』はと言えば國史であるわけですから、必ず時王の正朔を用いるはずで、（『朱文公文集』卷四十二「答吳晦叔（二）」、「然以孟子考之、則七八月乃建午・建未之月、暑雨苗長之時、而十一月・十二月乃建戌・建亥之月、將寒成梁之候（『國語』引『夏令』曰「十月成梁」）、又似併改月號。此又何耶？或是當時二者並行、惟人所用、但『春秋』既是國史、則必用時王之正。」）ところが、同じ吳翌に宛てた書簡で、今度は、不改時・改月型の孔子筆削説に賛意を示している。

（『孟子』を見るかぎり周人はたしかに月數を改めているが）しかし、天時は改めることができないので、『書』に、「秋、大いに熟したが、まだ收穫しない」（『尚書』金縢）とあるのは、今（夏正）でいうところの秋です。建酉・建戌（＝夏正八月・九月）でなければ、「その歳の作物がおおいに實つたが、まだ穫り入れない」ということはありません。このことからしてみると、今の『春秋』の月數は、魯史の舊文のままですが、

四時の序は孔子の微意によ（つて書き改められてい）るものなのでしよう。伊川が「天時を借りて、義を立てた」としているのがまさにこれをいうのです。（『朱文公文集』卷四十二「答吳晦叔（五）」、「但天時則不可改、故『書』云「秋大熟、未穫」、此即止是今時之秋。蓋非酉戌之月、則未有以見夫歲之大熟而未穫也。以此考之、今『春秋』月數乃魯史之舊文、而四時之序則孔子之微意。伊川所謂「假天時以立義」者、正謂此也。」）

これらと同時期に著されたとおぼしい張栻宛て書簡では、程頤の「春王正月」解釋について、「答吳晦叔」二通と異なる理解を示し、「古史では、四時と月數を併記していなかったのを、孔子が、『春秋』において、はじめて組み合わせて書いて「行夏時」の意を寓した」という意味であると受け止めている。後年の書簡では、孔子筆削説を論じて、「孔子がそんなまわりくどいことをするはずがない」としており（『文集』卷五十八「答胡平一」）、これは、「聖人が「行夏之時」といったのは、他の曆では不都合だから、建寅曆を用いようといったのである」という『語類』中の發言に同じく、筆削説を否定するものである。ただし、この胡元衡宛て書簡には混亂の種が別に撒かれており、胡安國が想定する孔子の筆削について、「建寅正月の下に、建子に起きた記事を書く」と、奇妙な理解を示している。

朱熹説をめぐる混乱はこれにとどまらない。『文集』『語類』に見える所説とはまた別に、朱熹の定論を想定する後學が存在するからである。元人陽格は、その著『夏時考正』において、朱熹の門人晏淵から傳えられたと稱し、「殷・周では歳首を改めても時月は夏正のままに固定されていた、というのが朱熹の定論である。『孟子

集註」は改訂が間に合わなかったのだ」と主張する。朱熹の見解を反映した『尚書』解釋と目される蔡沈『書集傳』が、不改時不改月を採っていることも、朱熹の定論が晏淵の證言どおりであることを裏書きするものとされる（程端學『春秋本義問答』第一條）。「冠夏時」説を批判する側はもちろん、陽恪の主張を認めず、朱熹の定論は、その畢生の著作である『四書集註』を基準に考えるべきではないか、と應じる。確かに、『文集』『語類』を見るかぎり、「冠夏時」説の理解・評價はばらばらについているが、こと「月數の改易」という点にかぎっては、朱熹説は終始一貫しており、晏淵・陽恪の主張を信ずることはできない。

南宋後期から元にかけて、朱熹の教説が、士大夫の支持を廣く獲得したことは、朱熹の支持如何が、「冠夏時」説の是非を判定する有力な根據となる状況を生んだ。その肝心の朱熹の見解が一定しなかったことは、「冠夏時」説について、右のように、「朱熹の定論は何であるのか」という争点を一つ付け加えてしまったのであった。

南宋・元人の「以夏時冠周月」説批判

「冠夏時」説について、朱熹が見せていた逡巡を拂拭し、批判を推し進めたのは、呂大圭、黄澤、張以寧といった南宋末から元・明初にかけての時期の春秋學者たちである。「冠夏時」説への批判は、大別して、「時月の固定」という前提への批判と、「孔子による改正朔」の想定や、綱領・主題との不整合性への批判に分けられる。

「不改時不改月」という前提に對する批判について見ると、争点となっている個々の時月については、「冠夏時」説批判者の中で

も、見解は一樣ではない。『尚書』伊訓冒頭の「元祀十有二月」を解して、あくまでこれを殷正改月で讀むのは張以寧である。彼は、「質を原理とする殷制では先君の崩年中に即位改元を行った」とする舊説（伊訓孔穎達疏）を發展させ、殷・周いずれについても、正禮は崩年中の即位改元であったのだと考え、『尚書』顧命の康王即位記事を材料にその論證を試みている（『春秋春王正月考辨疑』）。

一方、趙汭は、『古文尚書』の伊訓は、『漢書』律曆志所引の伊訓篇と合わず、謁廟・即位の手順もでたらめであり、信を置けない」とし、伊訓は殷正を論ずる根據たりえないと斷ずる（『周正考』）。張・趙より先、呂大圭は、「概して、建子正月で考えると、『詩』『書』に合わないし、建寅正月で考えると、『周禮』『春秋』『孟子』と合わない。世儒で、建子の説を主とする者は、『詩』『書』の記載をねじ曲げて、無理に建子正月に合わせようとするし、建寅の説を主とする者は、『周禮』『春秋』『孟子』の記載を建寅正月にこじつけようとするが、いずれにしても筋が通らない説である」と割り切った態度をとり、「元祀十有二月」は、夏正（殷正不改月）の十二月として解すればよいという。

殷・周代の文獻上の時月を、極力、年始正月にあわせて移易しているものとして解釋すれば、『春秋』は問題ないとしても、「四月維夏、六月徂暑」（『毛詩』小雅・四月）、「秋大熟、未獲」（『尚書』金縢）といった文言では、無理筋の説明を押し通すことになる。「改時改月」という前提は、上古の記録に見える時月について、その準據する曆が複數種あると想定する點で、立春正月曆ただ一種の存在しか想定しない「冠夏時」説より、相對的には歴史事實に近い。しかし、三正交替という大枠や、建丑正月曆の存在が經學的世界觀

のもとでの虚構に過ぎない以上、「冠夏時」説批判者の解釋も、「冠夏時」論者と大差ないつじつま合わせに陥ることは避けられなかつた。呂大圭が、「冠夏時」論者だけでなく、基本的立場を自らと同じくする改時改月論者をも「こじつけだ」と批判するのはこの點を指摘してのことである。

もう一方からの「冠夏時」説批判は、「孔子が周の正朔を改めたりするものか」「時月が夏正のままで移易されていないなら、『夏の時を行う』のは蛇足になるではないか」という定番の議論である。

(胡安國が程頤説にもとづいて)自ら立てた説となると、「夏數は天に合致しており、百王が同じくするものである。殷・周では命を革め、前王朝を踏襲しないことをさらに示したけれども、巡狩・祭祀・兵農・狩獵については、夏の暦のままであつたのだ」という。もしこのようであつたのだとすれば、聖人は、顔淵に(「夏時を行おう」と)告げる必要がないではないか。(呉萊『淵穎集』卷七「周正如傳考序」)「至其所自爲説、且謂夏數得天、百王所同、商周革命、特示不相沿襲、巡守・烝享・兵農・田獵猶自夏焉。果是、則聖人又何必以是爲顔淵告哉。」)

夫子が、顔子の「國を治めるとすれば」との問いに答えたのは、『春秋』の述作行爲とは異なる。『春秋』は、現王朝の書にもとづいて現王朝の臣子を治めるものであり、周の時を改めて民の視聽を惑わすはずがない。……もし、周が時を改めていなかつたのなら、「夏の時を行おう」という必要がないではないか。もし、夫子が本當に夏の制を用いて周を改めようとしたというのであれば、諸侯が王をないがしろにするのを責め、齊桓・晉

文を批判し、呉・楚を斥けられないではないか。(趙汭『東山存稿』卷二「周正考」)「乃若夫子答顔氏爲邦之問、則與作『春秋』事異。蓋『春秋』即當代之書以治當代之臣子。不當易周時以惑民聽。……如使周不改時、則何必曰「行夏之時」。使夫子果欲用夏變周、則亦何以責諸侯之無王、議桓文而斥呉楚哉。」)

「冠夏時」説に對し、「時月の固定」「孔子の筆削」の両面から批判を加えた南宋・元の批判者たちは、揃つて程頤・朱熹を篤く敬う學者であつた。「冠夏時」説が程頤に由來すると見做され、以後の展開も道學派の學統と密着した關係にあることから、これら程朱學の尊崇者たちは、同説を批判するにも、その意圖を汲んで内在的に論じる傾向がある。「冠夏時」説論者が、「正朔に連動した四時・月數の移易」という舊説を否定したことについて、張以寧は、孔孟と經書から直接に教えを引き出そうとする志向ゆえのことであると辯護し、「夫子が、前に夏時を説き、漢武帝が後に夏時を用いて、寅辰卯の三月を春とし、子・丑を春としなくなつてから、これまでに千年以上が経過している。いま、突然に、もともとの三統の迭用にたちかえつて子・丑が春であるとして經書を解釋すれば、温和なのが春であることに慣れている者は、『風が吹きすさび寒さが厳しいのは春ではあるまい』と疑うのも、事理として無理からぬところがあり、賢者でさえも疑わずにはいられなかつたのである」とまで理解を示している。さすがに、「冠夏時」説論者の意をここまで丁寧

に汲むのは張以寧に限られるが、張氏以外の批判者たちも、批判對象の理解は概して正確であり、孔子筆削説と『春秋』夏正説との區別もつけられている。呂大圭・張以寧・趙汭らは、「冠夏時」説を提起した論者たちと、解釋の枠組みを共有しており、「冠夏時」説

批判は、宋元春秋學の枠内での自己修正として進められたと評價できるのである^{三三}。

終わりに

「以夏時冠周月」説の成立から批判に至る一連の経緯を、混乱を引き起こした事情と合せて見通してみても、「無理のある缺陷解釋」という同説に對する舊來の評價は覆ることはない。しかし、同説の缺陷の一つについては、春秋學に常見の問題にとりくんだ結果の失敗として理解する餘地があるように思われる。

「冠夏時」説に常套的に投げかけられるのは、「聖人は、周王の制度を基準にして諸侯の誤りを正し、その僭叛の罪を明らかにしようとしているのだから、自分がまず王制を改めて時月を變更したのでは、他人の罪を正しようがないではないか^{三四}」という批判である。これは、同説の痛いところを衝いたようにも見えるが、考えてみれば、そもそも、『春秋』とは僭越と紙一重の緊張を内包した經書ではなかったのか。『孟子』滕文公下に見える『春秋』述作説話によれば、「世衰道微、邪説暴行有作、臣弑其君者有之、子弑其父者有之、孔子懼作『春秋』。……『春秋』、天子之事也。……罪我者、其惟春秋乎^{三五}」、孔子は、「乱臣賊子に批判・牽制を加え、秩序の崩壊を抑止する」ために、「一匹夫の身をもつて天子になりかわって褒貶賞罰を行う」というのであって、ここに、すでに「身分秩序の護持」と「分を越えた賞罰の代行」との間での緊張が見えていた。

宋代春秋學はその方向性として、『春秋』に託された理念——根幹的倫理の嚴守、異民族の排撃——を積極的に讀み込み、結果、孔

子が分をわきまえることなく盛んに褒貶賞罰を加え、制度構想を行っていたかの様相を呈した。いわゆる「尊聖而忘其僭」の傾向であり、「冠夏時」説が、「孔子による『春秋』の上での改正朔」を想定したのも、宋代春秋學のこうした基調の反映であった。これは、漢代公羊學の素王説と同様に、あくまで春秋學固有の緊張が顕在化しているものと考えれば、批判者から言い立てられるほどに致命的な缺陷にはあたらないはずである。しかも、胡安國はこの緊張に十分自覺的であり、隱公元年春王正月條で、「天子に非ざれば禮を議せず」に依據した批判を想定して辯明を準備しているのは、孔子の『春秋』に對する作爲性の強調が、孔子を僭越に轉落させることになるのを防ぐために、慎重に瀕踏みするものであった。結局、理想の曆と時王の曆を折衷した得意の綱領（「以夏時冠周月」）は、解釋の自身に對應していなかったわけだが、そうした失敗も、あくまで春秋學に内在する緊張の破綻であったことは確認しておきたい。

注

(一) 諸橋轍次『儒學の目的と宋儒慶曆至慶元百六十年間の活動』（大修館、一九二九年）第二編第二章第五節「春秋學の再勃興」、特に三七二頁以下。

(二) 宋鼎宗『春秋胡氏學』（萬卷樓圖書公司、二〇〇〇年）第五章「春秋胡氏傳」之批評（下）の「尊聖而忘其僭逆」項。「尊聖而忘其僭」なる傾向の具體例に「冠夏時」説を擧げるのは、もともと、清初の春秋學者俞汝言の所論である（『春秋四傳糾正』）。

(三) 趙伯雄『春秋學史』（山東教育出版社、二〇〇四年）第七章第二節「胡

- 安國及其《春秋傳》」六、「以夏時冠周月」。
- (四) 上野賢知「春秋正朔論源流」(同「春秋左氏傳雜考」東洋文化研究所、一九五九年)
- (五) 新城新藏「東洋天文學史研究」第四篇「春秋長歴」、「第八篇」戰國秦漢の曆法」(弘文堂、一九三二年)、川原秀城「中國の科學思想」II、受命改正朔」(創文社、一九九六年)
- (六) 諸橋轍次氏が黄仲炎の「冠夏時」説批判を(『春秋通説』卷一)をとりあげて、「且成公元年、襄公二十八年春無氷の條に見て、春秋の春は即ち周の春たる可らざるを説くところあり。斯くの如くして胡傳の夏時冠周月の説はその一角を破らるるに至れり」(諸橋氏前掲書三七五頁)とするものを外している。
- (七) 胡安國は、蔡沈(『書集傳』卷三伊訓)のように「三代の曆は、年始を異にしたが、四時・月數は夏正のままである」と噛み砕いた説明をしていないことから、「以夏時冠周月」という綱領に惑わされて、胡安國説を「不改時改月」とする誤認が多く生じている。
- (八) 趙汭編『春秋師説』卷中「漢唐宋諸儒得失」第十條「其誤在於兼取「用夏」「從周」、是欲兩可、而不知理實不通。」
- (九) 『春秋』にいう「正月」というのは、伊川の説によれば周の正月、建子月であり、春でないのに、春と書しているのはどういふことかといえは、夫子には「夏時を行おう」という意圖があり、そこで天時にことよせて理念をこめた、というわけである。』(『朱公文集』卷四十二「與吳晦叔書」(二)、「春秋」書正、據伊川説、則只是周正建子之月、但非春而書春、則夫子有行夏時之意、而假天時以立義耳。)
- (一〇) 胡安國は、『春秋傳』隱公末尾の總論部で、「周正月、非春也」云云とする程頤説を引いている。この總論部で、胡安國が「夫斗指寅、然後謂之春。……今以冬爲春、則四時易位。『春秋』正名之書、豈其若是哉」とするのは、『春秋』の時月は夏正だ」としか讀めず、元年春王

正月條の所説と食い違ふ。そもそも、本稿の隱公元年條「春王正月」條に對する理解も、傳文だけではやや判然としない部分を、後世の論者から遡及的に補つて理解していることは否定できず、胡安國説を確定的に論ずること自體、いく分こころもたないのだが、さしあつて、『胡氏傳』中の不統一は問題にせず、隱公元年條の胡安國説に限つて論じる。

(二) 魏了翁『正朔考』「愚則曰非特「七月」一詩也、凡詩篇如「正月」「六月」「十月之交」、皆夏正也。非特詩諸篇也。凡『易』『書』『周官』『春秋』『左氏』所書之月、亦皆夏正也。」

(三) 『春秋』が夏正だとすれば、『春秋』でいうと惠公が薨じた年の十一月・十二月を切り取つて、隱公の元年に入れるはずである。前年の十一月・十二月に書いたことを、元年の正月・二月とするのであれば、即位・改元という重大事が、こぞつて實際を反映しないことになる。」(張以寧『春秋春王正月考辨疑』、「若如其説、則是『春秋』於惠公薨沒之年、必截去其十一月十二月以入於隱公之元年。移去年所書十一月十二月之事以爲元年正月二月之事、於即位改元之大者、舉失其實。)

(三) 『周禮』大宰・小宰・大司徒・小司徒・鄉大夫・州長の職掌を)總合して考えると、大宰・司徒が建子の月に政教を布告し、小宰・小司徒が建寅の月に百官に命じる。大宰・司徒は治教を主るものであるから、天道の始まりを體して(冬至建子に)布告し、小宰・小司徒は命令を承けて實施するものであるから、人事の始まりを體して(建寅に)布告する。これは理の當然である。「小宰が先にその下僚を率いて政教法令に目を通し、その後で大宰がその政教法令を布告する」というのは、道理からいって顛倒しているだろう。……重要な政令はまず建子の月におこない、それ以外のことは概して建寅の月を用いるのだ。」(呂大圭『春秋或問』卷一「隱公元年春王正月」條「合而觀之、則大宰・司徒以建子之月而布政教、小宰・小司徒則以建寅之月而令百官。)

大宰・司徒主治教者也。故體天道之始而布之。小宰・小司徒、奉行者也。故體人事之始辭布之、亦理之當然。若謂小宰先帥其屬以觀治象之法、而後大宰始布其法、亦恐於理顛倒。……有大政令、則以建子之月。若其他事、則率用建寅之月耳。」

(二四) 陳來『朱子書信編年考證』(上海人民出版社、一九八九年)は、「答吳晦叔」二通と「與張敬夫」はいずれも乾道六(一一七〇)四十一歳、「答胡平一」は淳熙八(一一八二)五十二歳にそれぞれ繫年する。

(二五) 『文集』卷三十一「與張敬夫」。「四時と月數が、『春秋』の上ではじめて組み合わせで表示された」とするのは陳傳良説に同じである。張洽は、朱熹「與張敬夫」と同様に程頤の所説を理解し(『春秋集傳』卷一「隱公元年春王正月」條)、そうすることで、程頤を「冠夏時」説の側から改時改月説の側に引き寄せている。

(二六) 文定(胡安國)の『春秋』解釋によれば、夫子は夏時を月に冠し、周正によって事を記したのである。つまり、公の即位は、もとは「十一月」とあったのを、孔子が改めて「春正月」としたのであるというのだが、わたしは信じない。……夫子がいうところの、「夏の時を行おう」というのは、周の曆が不都合であるから、改めて建寅曆(夏正)に従おう、といったのである。『朱子語類』卷八十三・六十一條、「文定『春秋』説夫子以夏時冠月、以周正紀事。謂如公即位、依舊是十一月、只是孔子改正作『春正月』。某便不敢信。……夫子所謂『行夏之時』、只是爲他不順、欲改從建寅。」

(二七) 「答胡平一」に、「然『春秋』所書之月遂與月下之事常差兩月」とあるのを、戴良は引用に際し、「月與時常差兩月」につくる(『九靈山房集』卷二十六「夏正辨」)。朱熹が「冠夏時」説を批判した言を、黃震(『黃氏日抄』卷七)・戴良といった『春秋』夏正説論者(『廣義の「冠夏時」説論者)が引くのは、身内というべき孔子筆削説を批判するためである。

(二八) 陽格『夏時考正』二卷は、上卷は『春秋』を、下卷は『春秋』以外の經傳をとりあげたという。佚書であるが、相當の分量が、程端學『春秋或問』卷一に引用されている。

(二九) 「朱子は『四書集註』『詩集傳』で、周正周月を用いているし、臨江の張洽は朱門の高弟であって、その『春秋集註』においては、「周正では建子が春であり、聖人は夏時を行なおうとしたとはいっても、『春秋』は史にもとづいて經をつくっており、周を尊び天下を一とするのであって、いきなり改めたりはしない」としている。朱子の意は、『夏時考正』に同じではない。」(吳萊『淵類集』卷七「周正如傳考序」)「然而朱子『四書集註』『詩集傳』自用周正周月、臨江張洽朱門高弟、『春秋集註』且謂周正建子即以爲春、聖人雖欲行夏之時、而『春秋』因史作經、方尊周而一天下、不可遽改之也。朱子之意、豈果『考正』之意哉。」

(三〇) 『春秋或問』卷一「隱公元年春王正月」條「大抵從建子之説、則與『詩』『書』不合、從建寅之説、則與『周禮』『春秋』『孟子』不合。世儒欲主建子之説、則必拗『詩』『書』所載、以強附於建子。欲主建寅之説、則必牽『周禮』『春秋』『孟子』所載、以強列於建寅。要皆不通之論。」

(三一) 「史家は、事實を記録するだけであり、漢儒は讖緯を混入させていた。先儒はといえばその學は孔・孟に接し、經書を明らかにすることに重きを置き、窮理を貴んだ。そのために、舊説に疑いをもってしまい、よくよく検討せずにすませってしまったのである。」(『春秋春王正月考辨疑』「史氏專於紀事、漢儒雜於讖緯、先儒學接孔・孟、重明經、而貴窮理、是以有疑於彼、未嘗詳攷而深究之耳」。王守仁が程頤の「冠夏時」説について、「推求聖言之過」と評するのも、張以寧と同趣旨の辯護である(『王文成公全書』卷二十四「論元年春王正月」)。

(三二) 同前「蓋自吾夫子言夏時於前、而漢武帝用夏時於後、以寅卯辰之三月爲春、不以子丑之月爲春者、不翅千有餘年於茲矣。今而一旦復推原其始之迭用三統、以子丑之爲春者以説經、則夫人人之習見於天氣和煦

之爲春者、已久、而疑寤發栗烈之非春、則亦事理之常無足異者。雖賢者猶不能無疑也。」

- (三) ここでいう「宋元春秋學の粹」とは、①三傳折衷による解釋、②尊王をはじめ綱常の強調、③唐宋に形成された新しい禮解釋に準據する、④程朱學に親和的であり、性理學の用語が『春秋』解釋に導入されている、といった特徴を共有していることを指す。横山健一「呂大圭の春秋學―義例と事柄―」(『中國哲學論集(九州大學中國哲學研究會)』三四、二〇〇八年)によれば、宋元春秋學の粹内でも、南宋から元にかけての春秋學者は義例を否定し褒貶の讀み取りを減殺させる傾向が色濃く、中でも呂大圭が『春秋』直書説を徹底させている。
- (四) 呂大圭『春秋或問』卷一隱公元年春王正月「聖人以王制正諸侯之失、明其僭叛之罪、而自改王制易時月、何以正罪哉。」